

## 平成 24 年度富山県人事行政の運営等の状況

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年富山県条例第 5 号）第 6 条の規定に基づき、平成 24 年度における富山県人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成 25 年 4 月 1 日現在の状況等を公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

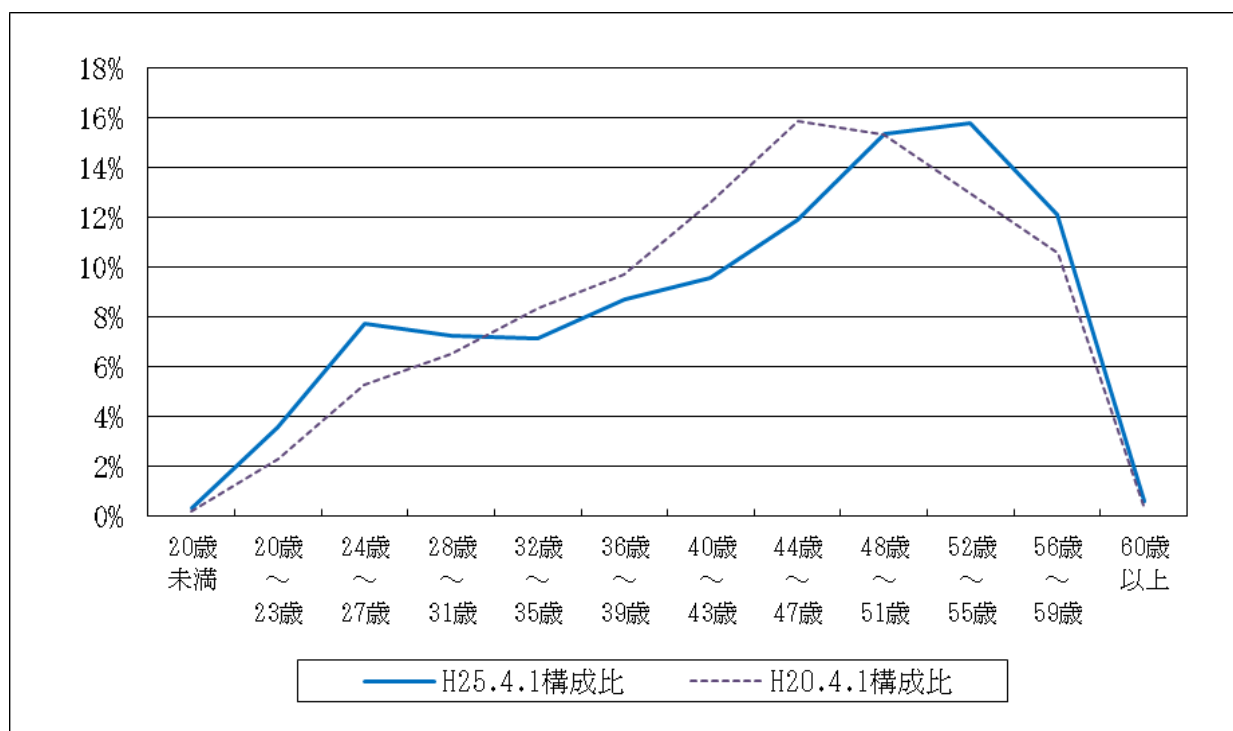
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 （各年 4 月 1 日現在、単位：人）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 24 年	平成 25 年		
一 般 行 政 部 門	総務企画・税務	686	676	△10	並行在来線準備会社への派遣による減
	民生・衛生	847	840	△ 7	公益法人等派遣の見直し、再任用短時間への振替
	商工・労働	241	247	6	新幹線開業に向けた観光振興施策充実のための増
	農 林 水 産	822	814	△ 8	試験研究業務の見直しによる減、再任用短時間への振替
	土 木	768	755	△13	再任用短時間への振替
	小 計	3,364	3,332	△32	(参考:人口 10 万人当たり職員数 309 人)
部 特 門 別 行 政	教 育	8,986	8,933	△53	児童・生徒数の減による教職員数の減
	警 察	2,254	2,247	△ 7	警察相談課新設による業務統廃合に伴う減
	小 計	11,240	11,180	△60	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,038 人)
会 公 計 営 企 業 等	病 院	914	931	17	小児科病棟における看護師の増
	そ の 他	118	116	△ 2	再任用短時間への振替
	小 計	1,032	1,047	15	
合 計		15,636 [16,856]	15,559 [16,909]	△77 [53]	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,444 人)

注 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注 2 [ ]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）



(平成 25 年 4 月 1 日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	49人	558人	1,204人	1,125人	1,109人	1,356人	1,486人	1,846人	2,386人	2,457人	1,887人	96人	15,559人
構成比	0.3%	3.6%	7.7%	7.2%	7.1%	8.7%	9.6%	11.9%	15.3%	15.8%	12.1%	0.6%	100%

(3) 定員適正化計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、定員適正化計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

① 一般行政部門

一般行政部門では、平成 21 年度から平成 26 年度までの 5 年間で、職員数（基準：平成 21 年 4 月 1 日 [3,584 人]）の 7.2%（257 人）削減することとし、平成 16 年 4 月（4,159 人）からの 10 年間で 20%（832 人）を削減目標としています。

前回の定員適正化計画においては、平成 16 年 4 月から平成 21 年 4 月までの 5 年間で削減目標の△10%（△416 人）を大きく上回り、△13.8%（△575 人）の削減率を達成しました。

《定員適正化計画の進捗状況：一般行政部門》 (各年4月1日現在、単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	計	目標
職員数	3,584	3,479	3,423	3,364	3,332			3,327
増減数	(基準)	△105	△56	△59	△32		△252	△257
増減率		△2.9%	△1.6%	△1.6%	△0.9%		△7.0%	△7.2%

② 教育部門

教育部門では、教育委員会の教員については、削減を最小限にとどめ、教育水準の維持・向上に最大限の努力を払うこととしています。一方、教員を除く職員については、平成22年度から平成27年度までの5年間で、教育委員会事務局及び学校の職員数（基準：平成22年4月1日〔987人〕）の7.3%（72人）を削減することとしています。

《定員適正化計画の進捗状況：教育部門（教員を除く）》 (各年4月1日現在、単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	計	目標
職員数	987	951	927	911				915
増減数	(基準)	△36	△24	△16			△76	△72
増減率		△3.6%	△2.4%	△1.6%			△7.7%	△7.3%

③ 警察部門

警察部門では、警察官を除く一般職員のうち、鑑識等の専門的業務従事者などを除く職員数については、平成23年度から平成28年度までの5年間で、職員数（基準：平成23年4月1日〔144人〕）の7.7%（11人）を削減することとしています。

《定員適正化計画の進捗状況：警察部門（警察官、専門的業務従事者等を除く）》 (各年4月1日現在、単位：人)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	計	目標
職員数	144	140	138					133
増減数	(基準)	△4	△2				△6	△11
増減率		△2.8%	△1.4%				△4.2%	△7.7%

④ 適正化の手法（平成25年度実施内容）

- ア 組織の統廃合 組織再編に伴う見直し等
- イ 事務事業の見直し 公共事業の減、試験研究の見直し等
- ウ 民間委託の推進 民間提案制度の活用等

⑤ 行政改革による人員の削減状況

	H16.4.1 基準	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	H23.4.1	H24.4.1	H25.4.1	累計	過去5年の 増減数(率)
一般行政部門	4,159	3,863	3,703	3,584	3,479	3,423	3,364	3,332	—	—
	—	△ 119	△ 160	△ 119	△ 105	△ 56	△ 59	△ 32	△ 827	△371
	—	△ 2.9	△ 3.8	△ 2.9	△ 2.5	△ 1.3	△ 1.4	△ 0.8	△ 19.9	△10
特別行政部門	11,633	11,522	11,394	11,324	11,213	11,258	11,240	11,180	—	—
	—	△ 76	△ 128	△ 70	△ 111	45	△ 18	△ 60	△ 453	△214
	—	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.6	△ 1.0	0.4	△ 0.2	△ 0.5	△ 3.9	△1.9
教育部門	9,429	9,263	9,145	9,075	8,969	9,015	8,986	8,933	—	—
	—	△ 81	△ 118	△ 70	△106	46	△ 29	△ 53	△ 496	△212
	—	△ 0.9	△ 1.3	△ 0.7	△1.1	0.5	△ 0.3	△ 0.6	△ 5.3	△2.3
警察部門	2,204	2,259	2,249	2,249	2,244	2,243	2,254	2,247	—	—
	—	5	△ 10	0	△ 5	△ 1	11	△ 7	43	△2
	—	0.2	△ 0.5	0.0	△ 0.2	△ 0.0	0.5	△ 0.3	2.0	△0.1
公営企業等	1,048	1,006	1,023	1,042	1,023	1,008	1,032	1,047	—	—
	—	△ 19	17	19	△ 19	△ 15	24	15	△ 1	24
	—	△ 1.8	1.6	1.8	△ 1.8	△ 1.4	2.3	1.4	△ 0.1	2.3
合 計	16,840	16,391	16,120	15,950	15,715	15,689	15,636	15,559	—	—
	—	△ 214	△ 271	△ 170	△ 235	△ 26	△ 53	△ 77	△ 1,281	△561
	—	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.0	△ 1.4	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.5	△ 7.6	△3.5

注 各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数（H16.4.1職員数）に対する比率です。

過去5年の増減数(率)の欄の上段は対H20年度増減数、下段は対H20年度に対する比率です。

(4) 採用の状況（平成24年度）

①知事部局等 204人採用（競争試験：75人、選考：129人）

※平成23年度 192人採用（競争試験：76人、選考：116人）

②教育委員会 294人採用（競争試験：5人、選考：289人）

※平成23年度 322人採用（競争試験：2人、選考：320人）

③警察本部 108人採用（競争試験：104人、選考：4人）

※平成23年度 114人採用（競争試験：112人、選考：2人）

注1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(5) 昇任の状況（平成 24 年度）

① 知事部局等

ア 一般職員 340 人（部長：6 人、次長：18 人、室長：27 人、  
課長：79 人、課長補佐：140 人、係長：70 人）

イ 教員 6 人（教授：1 人、准教授：4 人、講師 1 人）

② 教育委員会

ア 一般職員 34 人（部長：1 人、課長：9 人、課長補佐：24 人）

イ 教員 122 人（校長：50 人、教頭：72 人）

③ 警察本部

ア 一般職員 16 人（管理官：1 人、課長補佐：6 人、係長：9 人）

イ 警察官 68 人（警視：17 人、警部：22 人、警部補：29 人）

注（ ）内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(6) 退職の状況（平成 24 年度）

① 知事部局等 241 人退職（※平成 23 年度 255 人退職）

② 教育委員会 360 人退職（※平成 23 年度 326 人退職）

③ 警察本部 142 人退職（※平成 23 年度 107 人退職）

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (24 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
	人	千円	千円	千円	%
24 年度	1,094,827	539,031,441	1,282,586	139,909,947	26.0
23 年度	1,087,544	549,926,119	1,324,551	141,566,641	25.7

注 1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注 2 人件費には、一般職員、小・中・高・大学の教員、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当り 給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	14,511	66,258,067	10,948,339	23,336,879	100,543,285	6,929	7,042
23年度	14,603	67,191,790	11,317,567	23,512,138	102,021,495	6,986	7,107

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、各年4月1日現在の人数です。

注3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費を含み、職員数には当該職員を含みません。

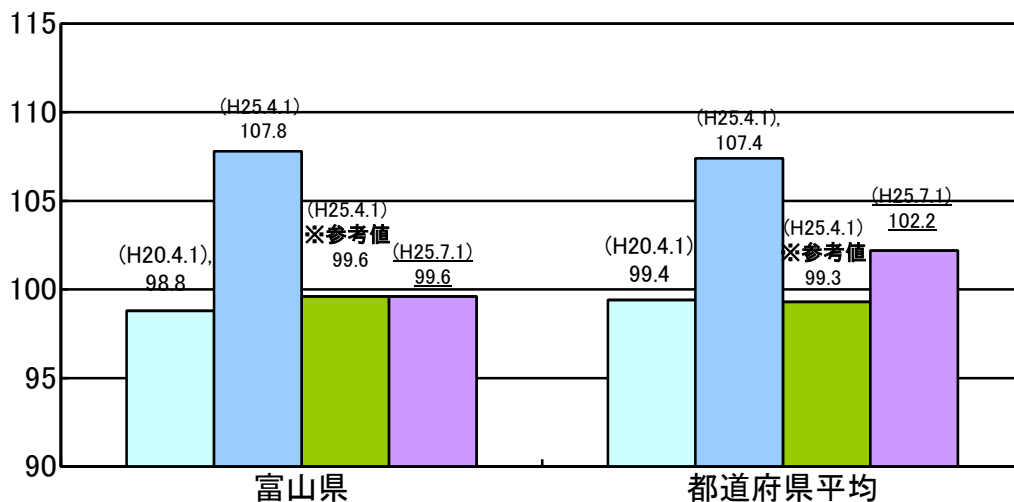
(3) 特記事項

特別職及び一般職の給与の減額措置の状況

		平成17~19年度	平成20~22年度	平成23.4.1~25.6.30	平成25.7.1~26.3.31	平成26.4.1~
特別職	知事	△10%	△18%※	△18%※	△20%※	△17%※
	副知事等	△7%	△13%※	△13%※	△15%※	△12%※
一般職	部長級	△5%	富山市勤務者等△7%※ 上記以外の者△4%	富山市勤務者等△6%※ 上記以外の者△3%	富山市勤務者等△13.77%※ 上記以外の者△10.77%	富山市勤務者等△5%※ 上記以外の者△3%
	次長級~ 課長級		富山市勤務者等△6%※ 上記以外の者△3%	富山市勤務者等△5%※ 上記以外の者△2%		富山市勤務者等△4%※ 上記以外の者△2%
	課長補佐級~ 主任	△3%	富山市勤務者等△4%※ 上記以外の者△1%	富山市勤務者等△3%※ 上記以外の者-	富山市勤務者等△10.77%※ 上記以外の者△7.77%	富山市勤務者等△2%※ 上記以外の者-
	一般職員				富山市勤務者等△7.77%※ 上記以外の者△4.77%	

※地域手当の凍結分(平成20~25年度は△3%、平成26年度は△2%)を含みます。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数をいいます。

注2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
24年度	379,473円	379,526円	△53円 (△0.01%)	改定なし	改定なし	改定なし

注 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月 数)		
24年度	3.94月	3.95月	△0.01月	改定なし	3.95月	3.95月

注 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成 25 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富山県	44 歳 1 月	344,300 円	418,900 円	368,283 円
24 年 4 月 1 日現在	44 歳 1 月	345,700 円	421,800 円	369,911 円
国	43 歳 1 月	307,220 円 (332,446 円)	—	376,257 円 (405,463 円)
24 年 4 月 1 日現在	42 歳 10 月	304,944 円 (329,917 円)	—	372,906 円 (401,789 円)
都道府県平均	43 歳 5 月	335,404 円	419,973 円	375,236 円
24 年 4 月 1 日現在	43 歳 6 月	336,945 円	420,960 円	377,603 円

注 1 平均給料月額とは、平成 25 年 4 月 1 日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。

(以下同様です。)

注 2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。(以下同様です。)

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

注 3 国家公務員欄における「平均給与月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)です。



② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給料月額 (B)	A/B
富山県	52歳1月	256人	354,700円	402,300円	370,660円	—	—	—	—
24年4月1日現在	51歳1月	273人	356,400円	404,400円	372,858円	—	—	—	—
うち運転手	51歳2月	128人	360,800円	422,900円	380,746円	自家用自動車 運転者(男)	59歳8月	275,500円	1.54
24年4月1日現在	50歳6月	133人	361,800円	426,800円	382,809円	—	52歳5月	275,400円	1.55
うち用務員	53歳1月	49人	350,700円	378,300円	366,978円	用務員	53歳8月	202,700円	1.87
24年4月1日現在	53歳7月	51人	352,200円	380,100円	369,467円		53歳6月	206,600円	1.84
うち学校給食員	54歳6月	6人	351,500円	358,300円	353,961円	調理師 (男女)	42歳0月	234,200円	1.53
24年4月1日現在	54歳4月	7人	351,100円	359,300円	352,771円		41歳11月	242,800円	1.48
国	49歳11月	—	272,119円 (286,850円)	—	309,534円 (325,400円)	—	—	—	—
24年4月1日現在	49歳8月	3,479人	270,465円 (285,030円)	—	307,506円 (323,181円)	—	—	—	—
都道府県平均	50歳7月	304人	333,270円	388,918円	365,556円	—	—	—	—
24年4月1日現在	50歳2月	461人	333,067円	389,758円	366,292円	—	—	—	—

注 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い順に3つの職種を選んで記載してあるものです。

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
富山県	—	—	—
うち運転手	6,634,900円	4,167,600円	1.59
24年4月1日現在	6,660,500円	4,278,000円	1.56
うち用務員	6,052,000円	2,809,400円	2.15
24年4月1日現在	6,054,300円	2,861,400円	2.12
うち学校給食員	5,670,300円	3,257,800円	1.74
24年4月1日現在	5,810,600円	3,422,800円	1.70

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	46歳5月	397,100円	440,200円
24年4月1日現在	45歳8月	398,600円	442,400円
都道府県平均	44歳10月	382,925円	442,634円
24年4月1日現在	44歳10月	384,152円	444,582円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	44歳7月	377,900円	408,600円
24年4月1日現在	44歳10月	381,600円	412,600円
都道府県平均	43歳8月	368,668円	421,787円
24年4月1日現在	43歳10月	370,304円	423,923円

⑤ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富山県	39歳7月	322,500円	423,600円	341,360円
24年4月1日現在	39歳11月	326,500円	424,700円	346,359円
国	41歳2月	297,683円 (316,267円)	—	346,775円 (367,489円)
24年4月1日現在	41歳2月	297,622円 (316,195円)	—	346,716円 (367,421円)
都道府県平均	39歳0月	320,810円	461,749円	364,672円
24年4月1日現在	39歳5月	322,203円	462,861円	367,205円

## (7) 職員の初任給の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	178,800 円	163,987(172,200) 円
	高校卒	144,500 円	133,418(140,100) 円
技 能 労 務 職	高校卒	137,200 円	—
	中学卒	129,200 円	—
高等学校 教 育 職	大学卒	199,700 円	—
	短大卒	174,700 円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	199,700 円	—
	短大卒	177,200 円	—
警 察 職	大学卒	204,500 円	190,460(200,000) 円
	高校卒	168,400 円	153,797(161,500) 円

注 国欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）です。

## (8) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区分	経験年数	10 年以上	15 年以上	20 年以上	25 年以上	30 年以上
		15 年未満	20 年未満	25 年未満	30 年未満	35 年未満
一 般 行 政 職	大学卒	282,000 円	335,600 円	371,000 円	397,200 円	420,000 円
	高校卒	228,800 円	277,500 円	333,300 円	369,800 円	392,300 円
技 能 労 務 職	高校卒	該当者無し	271,600 円	317,200 円	346,500 円	365,200 円
	中学卒	該当者無し	該当者無し	301,900 円	335,000 円	353,200 円
高等学校 教 育 職	大学卒	330,100 円	375,800 円	409,900 円	428,100 円	447,500 円
	短大卒	277,100 円	301,400 円	346,700 円	412,800 円	414,800 円
小・中学校 教 育 職	大学卒	327,500 円	373,500 円	403,100 円	418,500 円	438,100 円
	短大卒	297,000 円	336,000 円	385,200 円	401,400 円	425,400 円
警 察 職	大学卒	301,000 円	347,900 円	381,200 円	407,600 円	422,500 円
	高校卒	264,100 円	314,400 円	360,000 円	389,900 円	410,000 円

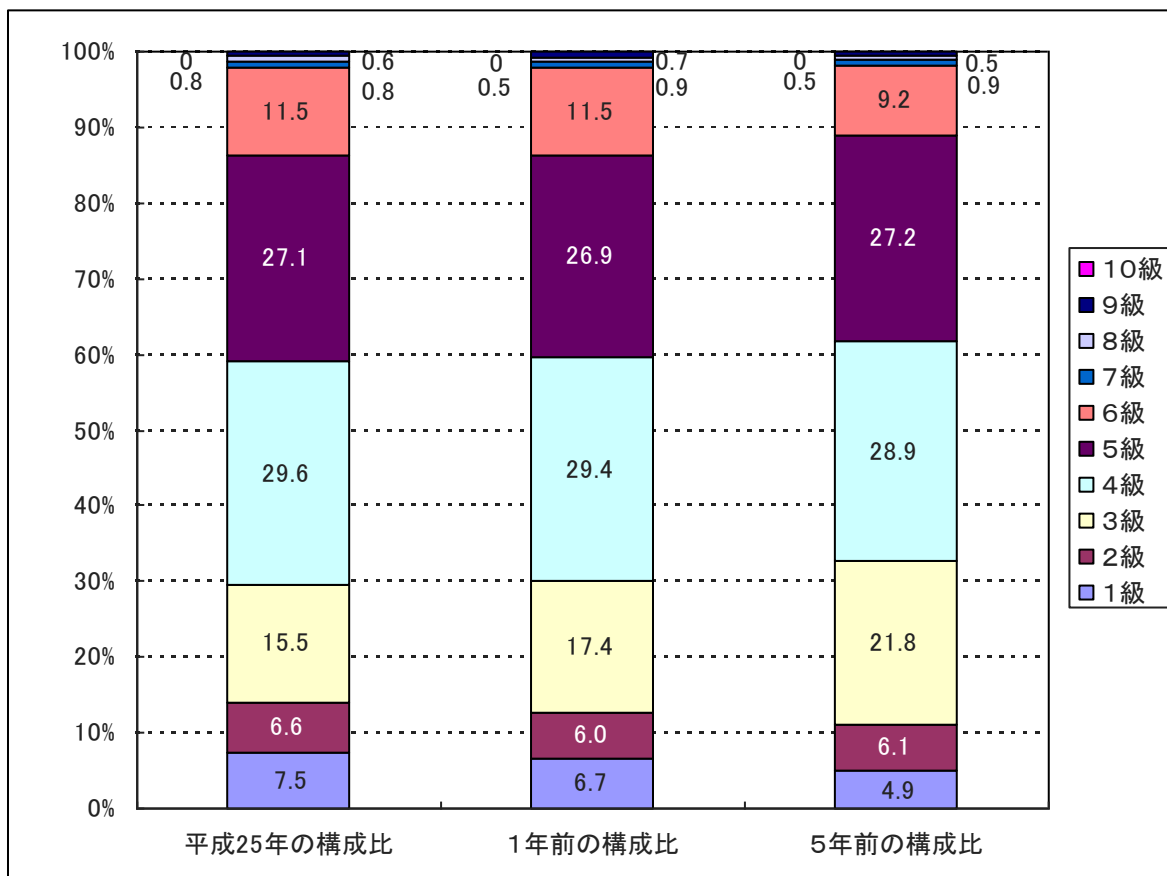
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(9) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比(%)	1号給の 給与月額	最高号泣の 給与月額	参 考	
						1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	238	7.5	135,600円	243,700円	6.7	4.9
2級	主事、技師	214	6.6	185,800円	307,800円	6.0	6.1
3級	係長、主任	489	15.5	222,900円	354,700円	17.4	21.8
4級	係長、主任	936	29.6	261,900円	388,300円	29.4	28.9
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	859	27.1	289,200円	400,600円	26.9	27.2
6級	本庁の課長、出先機関の長	366	11.5	320,600円	422,600円	11.5	9.2
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	24	0.8	366,200円	456,200円	0.9	0.9
8級	本庁の次長	24	0.8	413,000円	478,200円	0.5	0.5
9級	本庁の部長	19	0.6	464,600円	537,700円	0.7	0.5
10級	本庁の部長	0	0	529,500円	570,100円	0	0.0

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



(10) 昇給への勤務成績の反映状況

<p><b>1. 勤務成績の評定の実施状況</b></p> <p>平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。</p> <p>また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。</p> <p><b>2. 昇給への勤務成績の反映状況</b></p> <p>全職員について、昇給日前 1 年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～8 号給）を決定。</p> <p>平成 25 年 1 月 1 日の昇給において、一般行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している、あるいは 1 月 1 日付けで採用になったなどの理由により昇給しない職員及び育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた 1 年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2,238 名中、上位区分（3～8 号給）に決定された者が 474 名（21.2%）、標準区分（1～4 号給）に決定された者が 1,755 名（78.4%）、下位区分（0～2 号）に決定された者が 9 名（0.4%）であった。</p> <p>※「〇～〇号給」となっているのは、55 歳以上（大学教員・医師等は 57 歳以上）の職員は昇給号数が 2 分の 1 に抑制されているためである。</p>
--

(11) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1 人当たり平均支給額（24 年度） 1,622 千円	—
(24 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(24 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

注 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果（6 月支給分は前年度後期（10～3 月）、12 月支給分は当年度前期（4～9 月）の結果を用いる）及び勤勉手当支給前 6 月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～106/100）を決定。

平成 25 年 6 月の勤勉手当において、一般行政職（知事部局）の職員 2,651 名中、上位区分（73.5/100～106/100）に決定された者が 815 名（30.7%）、標準区分（66/100～86/100）に決定された者が 1,825 名（68.8%）、下位区分（0/100～52.5/100）に決定された者が 11 名（0.4%）であった。

※「○/100～○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。

② 退職手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分	勤続 20 年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分	勤続 25 年	32.83 月分	38.955 月分
勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分	勤続 35 年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分 (勤続 43 年以上)	55.86 月分 (勤続 35 年以上)	最高限度額	55.86 月分 (勤続 43 年以上)	55.86 月分 (勤続 35 年以上)
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
	自己都合	勸奨・定年			
1 人当たり					
平均支給額	750 千円	25,551 千円			

注 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 24 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 24 年度決算）		122,180 千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（平成 24 年度決算）		758,883 円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率【注 1】	国の制度（支給率）
東京都特別区	11 人	18%【15%】	18%
大阪市	1 人	15%【12%】	15%
名古屋市	2 人	12%【9%】	12%
富山市	7,675 人	3%【0%】	3%
舟橋村	32 人	0%【0%】	3%
上記以外の県内市町村	7,591 人	0%【0%】	0%
医師	147 人	15%【12%】	15%
総計・平均支給率（注 2）	15,459 人	1.65%【0.13%】	1.65%

注 1 平成 20 年度から当分の間、本来の支給率から 100 分の 3 を減じた割合となっています。

注 2 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④ 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 24 年度決算）		1,261,417 千円	
支給対象職員 1 人当たり平均支給額（平成 24 年度決算）		182,312 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 24 年度）		44.7%	
注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		(9.7%)	
手当の種類（手当数）		27 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額 740 円以内
指導訓練手当	消防学校、保育専門学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額 450 円 又は月額 11,540 円

社会福祉業務手当	厚生センター、身体障害者更生相談所等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額 10,500 円以内又は日額 500 円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額額の 100 分の 16 以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額 17,420 円以内又は給料月額額の 100 分の 8 以内
医療業務手当	本庁、高志学園等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額 80,000 円以内又は勤務 1 回につき 9,000 円以内又は勤務 1 時間につき 2,100 円
夜間看護手当	高志学園、中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後 10 時から午前 5 時までの看護等の業務	勤務 1 回につき 3,300 円以内、通勤距離により 1,140 円以内の額を加算
精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額 300 円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 毒劇物を使用した研究</li> <li>・ 病理細菌の試験検査</li> <li>・ 汚水施設等を有する工場等の立入検査等</li> </ul>	日額 300 円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	業務により給料月額額の 100 分の 8 以内又は日額 740 円以内



感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300 円
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	・ 獣畜のと殺・解体 ・ 死亡家畜の解体検査等	業務により給料月額 の 100 分の 10 以内又は日 額 1,200 円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820 円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額 の 100 分の 8
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額 18,000 円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	・ 漁業取締、水産試験調査 ・ 渡船の運航 ・ ひき船作業	業務により日額 810 円 以内又は月額 6,600 円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 670 円以内
用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額 1,000 円以内
特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額 300 円等
高圧ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入検査	日額 300 円
警察職員業務手当	地方警察職員	・ 山岳遭難者救助作業 ・ 銃器犯罪捜査作業 等	日額 2,000 円等

教員特殊業務手当	教育職員	・非常災害時における児童の保護等 ・週休日の部活動での指導等	日額 12,800 円以内
多学年学級担当手当	教育職員	2以上の学年をもって編成した学級の担任	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業 1 時間 1,070 円
道路補修手当	土木センターに勤務する単純労務職員	道路補修業務	日額 270 円

⑤ 時間外勤務手当

	支給実績	職員 1 人当たり平均支給年額
平成 24 年度決算	3,189,117 千円	482 千円
平成 23 年度決算	3,309,276 千円	497 千円

⑥ その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給額 (24年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000 円 (2)配偶者以外 ① 1 人につき 6,500 円 ② 満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,200 円を加算	異	○国の制度 (1)同じ (2) ①同じ ②満 16 歳年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1 人につき、5,000 円を加算	千円 1,547,882	円 243,799
住居手当	(1)借家等 ①家賃 20,000 円以下の場合 家賃-9,000 円 ②家賃 20,000 円を超える場合	異	○国の制度 (1) ①家賃 23,000 円以下の場合 家賃-12,000 円	千円 588,485	円 98,360

	11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額 27,000円) (2) 自宅 2,000円		②家賃 23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額 27,000円) (2) なし		
通勤手当	(1) 交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり 55,000円 (2) 交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,000円~34,750円 (3) 駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限 3,000円)	異	○国の制度 (1) 同じ  (2) 距離段階区分に応じ 2,000円~24,500円 (3) なし	千円 1,427,928	円 104,879
初任給 調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 医師・歯科医師 採用後 35年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給 (最高支給月額 306,000円) 獣医師 採用後 20年以内の期間、採用から1年を経過するごとにその額を逡減して支給 (最高支給月額 35,000円)	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 428,188	円 2,195,837
単身赴任 手当	公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000円+加算額(※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が100km以上の場合に6,000~45,000円を加算	同		千円 83,087	円 335,028

管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて146,400円以内を支給	同		千円 1,137,150	円 725,223
休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×1.35×時間数	異	1時間当たりの給与額の算定に、特勤手当・へき地手当、月額の特勤手当、農林漁業普及指導手当を含める。	千円 439,277	円 66,446
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 1時間当たりの給与額×0.25×時間数			千円 235,377	円 35,604
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 ・庁舎・設備の保全等 6,600円 ・福祉施設等における管理監督 7,200円 ・医療当直看護師等 6,700円 医師 20,000円	同		千円 499,259	円 279,540
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員等が臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給対象職員 6時間以下4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 ・県立大学長 6時間以下18,000円 6時間超 27,000円	同		千円 5,374	円 214,960
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に11月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 64,643	円 64,707

特勤勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 4% 4級地 16% 2級地 8% 5級地 20% 3級地 12% 6級地 25%	同		千円 22,183	円 652,444
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援諸学校に勤務する教育職員に級号給に応じて2,000～8,000円を支給			千円 580,999	円 73,063
定時制通信教育手当	定時制・通信制教育に従事する教育職員に給料の10%(管理職手当受給職員は8%)を支給			千円 118,892	円 499,545
産業教育手当	実習を伴う農業・水産・工業に関する科目を主として担任する教育職員に給料の10%を支給			千円 126,962	円 501,827
へき地手当	山間地等に所在する学校に勤務する教育職員に給料及び扶養手当の合計額に一定割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地 12% 5級地 25% 3級地 16% 準ずる地域 4%			千円 39,267	円 384,967
農林漁業普及指導手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500～14,500円を支給ただし、管理職は支給対象外			千円 23,593	円 172,213

(12) 特別職の報酬等の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1,105,000 円 (1,300,000 円)		
	副知事	918,000 円 (1,020,000 円)		
報 酬	議 長	910,000 円		
	副議長	860,000 円		
	議 員	780,000 円		
期 末 手 当	知 事	(24 年度支給割合)		
	副知事	2.95 月分		
	議 長	(24 年度支給割合)		
	副議長	2.95 月分		
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	知 事	130 万円×在職月数×0.65	40,560 千円	(任期毎)
	副知事	102 万円×在職月数×0.45	22,032 千円	(任期毎)

注 1 給料・報酬欄の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

注 2 退職手当の 1 期の手当額は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

平成 25 年 4 月 1 日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤 務 時 間	8 : 30～17 : 15
休 憩 時 間	12 : 00～13 : 00

注 1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申出により、休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができます。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や、育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇(休業)期間等	平成 24 年度の取得状況			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	
年次休暇	20 日 (1年あたり)	平均 10.2 日	平均 9.5 日	平均 5.8 日	
特別 休 暇	夏期休暇	5 日以内 (1年あたり)	平均 4.7 日	平均 4.6 日	平均 4.5 日
	ボランティア休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 10 人	取得者 一人	取得者 一人
	育児参加休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 47 人	取得者 23 人	取得者 2 人
	子の看護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 285 人	取得者 370 人	取得者 41 人
	短期介護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 33 人	取得者 60 人	取得者 2 人
	育児時間	1 日 2 回、1 日を通 じて 90 分以内	取得者 36 人	取得者 5 人	取得者 一人
病気休暇	原則 90 日以内	取得者 165 人	取得者 61 人	取得者 82 人	
介護休暇	6 月以内	取得者 一人	取得者 5 人	取得者 一人	
育児休業	子が 3 歳に達する 日までの期間	取得者 64 人	取得者 38 人	取得者 13 人	
部分休業	子が小学校就学の 始期に達するまで の期間で、始業時又 は終業時、1 日を通 じて 2 時間以内	取得者 14 人	取得者 4 人	取得者 7 人	

注 1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、短期介護休暇、育児時間については、平成 24 年 (H24. 1. 1～H24. 12. 31) の取得状況を記載しています。

注 2 病気休暇、介護休暇、育児休業、部分休業の取得者数は、平成 24 年度中に休暇等を開始した者の人数を計上しています。

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分の状況

平成 24 年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	免職	休職	降任	降給	合 計
知事部局等	一人	16 人	一人	一人	16 人
教育委員会	1 人	61 人	一人	一人	62 人
警察本部	一人	7 人	一人	一人	7 人
合 計	1 人	84 人	一人	一人	85 人

注 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

##### (2) 懲戒処分の状況

平成 24 年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合 計
知事部局等	一人	一人	一人	一人	一人
教育委員会	一人	2 人	1 人	2 人	5 人
警察本部	1 人	1 人	一人	一人	2 人
合 計	1 人	3 人	1 人	2 人	7 人

注 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

#### 5 職員のサービスの状況

##### (1) 職務専念義務免除の状況

平成 24 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	一件	268 件	8 件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	38 件	一件	一件
当該地方公共団体の特別職としての地位を兼ね、その職に属する事務を行う場合	2 件	一件	一件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	11 件	3 件	一件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	490 件	162 件	2 件



職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	12 件	一件	一件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	一件	44 件	6 件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	13 件	一件	一件
職員が平成 24 年度全国中学校体育大会第 50 回全国中学校スキー大会の競技開催地の市の実行委員会からの委嘱を受け、同スキー大会の役員としての業務に従事する場合に、公務に支障のない範囲において勤務しないこと	8 件	一件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	39 件	1 件	一件
合 計	613 件	478 件	16 件

注 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 35 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

平成 24 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	37 件	15 件	一件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合		1,859 件	

注 1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第 38 条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注 2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第 17 条）

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員の研修の状況

平成 24 年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

① 知事部局等

研 修 名		延べ開講日数	修了者数
繰返し研修		104 日	1,012 人
	新任所属長研修	2 日	41 人
	新任所属長代理研修	4 日	49 人
	新任係長研修	10 日	87 人
	職員 3 年目研修	72 日	70 人
	新任職員研修	13 日	435 人
	ステップ 1 研修 (34 歳)	1 日	96 人
	ステップ 2 研修 (40 歳)	1 日	147 人
	ステップ 3 研修 (46 歳)	1 日	87 人
単位制研修		69 日	934 人
	課長クラス向け研修	4 日	56 人
	課長補佐クラス研修	12 日	185 人
	係長クラス研修	12 日	140 人
	主任クラス向け研修	25 日	242 人
	主事・技師クラス向け研修	16 日	311 人
キャリア開発研修		71 日	1,016 人
	管理者 (合同) 研修	2 日	205 人
	事務職員総合研修	3 日	34 人
	若手職員キャリアアップ研修	1 日	30 人
	女性職員キャリアサポート研修	2 日	24 人
	キャリアデザイン (Ⅰ) 研修	2 日	71 人
	キャリアデザイン (Ⅱ) 研修	1 日	28 人
	異業種交流研修会	1 日	20 人
	仕事・子育て両立支援研修	1 日	23 人
	その他	58 日	581 人
合 計		244 日	2,962 人

注 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

② 教育委員会

		研 修 名		開講日数	受講者数
基 本 研 修	年 次 研 修	初任者研修会	小・中・高・特	20日	175人
		新規採用教職員研修会	幼	8日	29人
			養教	14日	13人
			学栄	14日	4人
		6年次教職員研修会		4日	112人
		11年次教職員研修会	幼・小・中・高・特	13日	114人
	16年次教職員研修会	小・中・高・特	延べ18時間	151人	
	管 理 職 研 修	小・中学校校長研修会		1日	277人
		小・中学校初任校長研修会		2日	29人
		県立学校校長研修会		1日	59人
		県立学校初任校長研修会		1日	13人
		「自己申告・自己評価書による教員評価」の面談者研修		2日	47人
		校長・教頭倫理指導研修会		1日	91人
		園長等運営管理協議会		2日	73人
		小・中学校教頭研修会		1日	299人
		小・中学校初任教頭研修会		2日	39人
		県立学校教頭研修会A		1日	18人
		県立学校教頭研修会B		1日	16人
		県立学校教頭研修会		1日	120人
		県立学校事務(部)長研修会		1日	56人
	研 修 職 務 研 修	新任教務主任研修会(小中)		3日	52人
		新任教務主任研修会(県立)		3日	13人
		県立学校等教務主任研修会		1日	72人
		生徒指導主事研修会	小・中	1日	289人
			高・特	1日	67人
		校内研修活性化研修会		3日	42人
		保健主事研修会		1日	181人
給食主任研修会			1日	162人	
特別支援学級等新任担当教員研修会			5日	52人	
特別支援教育研修会(小・中学校、高等学校)			5日	363人	
特別指導者招へい研修講座			10日	20人	
養護教諭研修会			1日	350人	
養護教諭1/3研修会			1日	81人	
栄養教諭・学校栄養職員研修会			2日	214人	
学校給食指導者研修会			2日	65人	
学校事務現任研修会			1日	61人	
学校事務現任主任研修会			1日	24人	
衛生管理研修会			1日	63人	
県立学校校務助手等研修会		1日	31人		
交通安全講習会		1日	91人		

		研 修 名	開講日数	受講者数
専	理科	理科教育講座	8日	94人
		高等学校理科実験実技研修会	2日	25人
	英語	英語教員研修会	3日	92人
	体育	小学校体育実技指導者講習会	1日	90人
		中・高等学校体育実技指導者講習会	1日	67人
		運動部活動指導者研修会	2日	22人
		水泳指導者講習会	1日	44人
		集団登山引率者講習会	4日	67人
	商業	高等学校商業教育実技研修会	2日	6人
	産業	産業教育新技術等講習会	6日	129人
門	教育課程	幼稚園教育課程研究協議会	1日	230人
		小学校教育課程研究協議会	1日	1,280人
		中学校教育課程研究協議会	1日	620人
		高等学校教育課程講習会	1日	701人
		特別支援学校教育課程研究協議会	1日	172人
教育相談	学校カウンセリング講座	10日	59人	
生活指導	生徒指導セミナー	6日	472人	
進路指導	中・高進路指導研修会	4日	320人	
研	情報教育	デジタル教材活用研修会	5日	72人
		わかる授業のためのICT活用研修会	3日	33人
		基礎からの情報教育研修会	4日	91人
		情報モラル・セキュリティ研修会	2日	38人
修	特別支援教育	特別支援教育講座	4日	49人
		特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり講座	2日	23人
		発達障害教育研修会	2日	36人
		特別支援教育コーディネーター研修会	4日	47人
図書館教育	図書館教育講習会	1日	10人	
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	2日	14人	
学校経営	小・中学校経営研修会	小・中学校経営研修会	3日	44人
		県立学校経営研修会	3日	30人
保育	保育技術協議会	2日	96人	

③ 警察本部

研修機関	課程名	延べ開講日数	修了者数	
警察大学校	警察運営科	2週又は3週	6人	
	任用科	警部新課程（49歳未満）	4月	19人
		課長補佐（50歳未満の一般職員）	2週	3人
		教官養成科	1月	5人
		専科	5日～37日	30人
		指定職種任用科	5日～19日	5人
		研究科	10日～66日	2人
		術科指導者養成科	4月	1人
		術科講習	5日	1人
		特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4月
	特別幹部養成科		2週	1人
	国際警察センター	語学研修科・専科	10日～325日	4人
	財務捜査研修センター	財務捜査研修科	93日	1人
附属警察情報通信学校	専科	5日～29日	3人	
管区警察学校	任用科	警部（49歳以上56歳未満）	2週	4人
		警部補（46歳未満）	8週	23人
		巡査部長（41歳未満）	6週	33人
		係長（46歳未満の一般職員）	2週	6人
		主任（41歳未満の一般職員）	2週	6人
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	86人
		新規採用の一般職員	23日	17人
	任用科	初任補修科	3月又は2月	82人
		警部補（46歳以上）	12日	4人
		巡査部長（41歳以上）	12日	8人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2週～4週	46人
		専科	3日～2週	359人
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科・現 任科	3日～85日	9人	

(2) 人事評価の状況

① 勤務評価の状況

職員の勤務成績の評価の状況は、次のとおりです。

ア 知事部局等

(ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

(イ) 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

イ 教育委員会

(ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

(イ) 評価時期

評価は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象に実施します。

ウ 警察本部

(ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、規律観念、接遇、知識・技能、理解力、判断力、積極性、正確性、迅速性等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

(イ) 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

② 業績評価の状況

知事部局等では、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成24年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理	定期健康診断	全職員	3,506人	3,269人	1,772人
	人間ドック	指定年齢の職員等	1,429人	3,518人	775人
	特別健康診断	有害業務従事者等	1,347人		1,177人
健康管理	健康相談	希望職員	1,032人	健康管理所置 50校 心の健康管理医 4人委嘱	406人
	健康教室	要観察者等	339人	—	717人
その他	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	143人	506人	146人
福利厚生事業に係る決算額			千円 93,588	千円 200,602	千円 19,175
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 1,932	千円 —

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、平成24年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
法定給付	医療の給付 高額療養費 出産費	96,551	1,026,973	174,195	1,716,560	51,959	590,757
	休業給付 傷病手当金 育児休業手当金	695	108,878	1,632	304,867	182	28,084
	災害給付 災害見舞金	—	—	—	—	—	—
附加給付等	入院附加金 結婚手当金 一部負担金払戻	959	35,697	2,532	95,315	454	19,973
計		98,205	1,171,548	178,359	2,116,742	52,595	638,814

注1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。



(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成 24 年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	55	4,897	78	13,363	59	15,411
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	3	6,625	—	—	1	4,349
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	3	6,274	9	19,994	10	28,311
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	6	2,580	10	4,545	11	6,461
計		67	20,376	97	37,902	81	54,532

## 8 職員の競争試験及び選考の状況

### (1) 競争試験の状況

#### ① 採用試験の実施結果

#### 平成24年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用 予定 人員 (a)	申 込 者 数 (b)	申 込 倍 率 (b/a)	第 一 次 試 験				第 二 次 試 験			最 終 競 争 倍 率 (c/f)	女 性 合 格 者		拡 大 枠 合 格 者 (31~35歳)		試 験 日														
				受 験 者 数 (c)	受 験 率 (c/b)	合 格 者 数 (d)	競 争 倍 率 (c/d)	受 験 者 数 (e)	受 験 率 (e/d)	合 格 者 数 (f)		人 数 (g)	比 率 (g/f)	人 数 (h)	比 率 (h/f)															
上 級	総 合 行 政	53	524	9.9倍	400	76.3%	103	3.9倍	98	95.1%	53	7.5倍	25	47.2%	6	11.3%	(第一次) 平成24年6月24日  (第二次) 平成24年7月13,14日, 7月23,25~27,30,31日													
	警 察 事 務	5	84	16.8倍	55	65.5%	10	5.5倍	10	100.0%	5	11.0倍	4	80.0%	1	20.0%														
	心 理	1	16	16.0倍	14	87.5%	6	2.3倍	6	100.0%	1	14.0倍	1	100.0%	0	0.0%														
	環 境	3	35	11.7倍	30	85.7%	7	4.3倍	7	100.0%	3	10.0倍	0	0.0%	0	0.0%														
	薬 剤 師	3	10	3.3倍	8	80.0%	7	1.1倍	7	100.0%	3	2.7倍	3	100.0%	0	0.0%														
	管 理 栄 養 士	1	29	29.0倍	25	86.2%	5	5.0倍	5	100.0%	1	25.0倍	1	100.0%	0	0.0%														
	電 子	1	8	8.0倍	6	75.0%	5	1.2倍	4	80.0%	1	6.0倍	0	0.0%	0	0.0%														
	金 属	1	10	10.0倍	8	80.0%	5	1.6倍	5	100.0%	1	8.0倍	0	0.0%	0	0.0%														
	農 業	1	27	27.0倍	20	74.1%	5	4.0倍	5	100.0%	2	10.0倍	0	0.0%	0	0.0%														
	林 業	1	8	8.0倍	6	75.0%	3	2.0倍	3	100.0%	1	6.0倍	0	0.0%	0	0.0%														
	水 産	1	8	8.0倍	7	87.5%	5	1.4倍	4	80.0%	1	7.0倍	0	0.0%	0	0.0%														
	総 合 土 木	9	46	5.1倍	38	82.6%	18	2.1倍	18	100.0%	11	3.5倍	2	18.2%	1	9.1%														
	建 築	2	10	5.0倍	8	80.0%	6	1.3倍	6	100.0%	3	2.7倍	1	33.3%	1	33.3%														
	建 築 設 備 (電 気)	1	3	3.0倍	3	100.0%	1	3.0倍	1	100.0%	1	3.0倍	0	0.0%	0	0.0%														
	電 気	3	19	6.3倍	16	84.2%	7	2.3倍	6	85.7%	3	5.3倍	0	0.0%	1	33.3%														
計	86	837	9.7倍	644	76.9%	193	3.3倍	185	95.9%	90	7.2倍	37	41.1%	10	11.1%															
中 級	一 般 事 務	1	12	12.0倍	9	75.0%	5	1.8倍	5	100.0%	1	9.0倍	1	100.0%	—	—	(第一次) 平成24年9月23日													
	臨 床 検 査 技 師	1	11	11.0倍	11	100.0%	6	1.8倍	6	100.0%	1	11.0倍	1	100.0%	—	—														
	学 校 栄 養 職 員	1	30	30.0倍	24	80.0%	5	4.8倍	5	100.0%	1	24.0倍	1	100.0%	—	—														
	計	4	86	21.5倍	72	83.7%	21	3.4倍	21	100.0%	4	18.0倍	3	75.0%	—	—														
初 級	一 般 事 務	1	22	22.0倍	20	90.9%	5	4.0倍	4	80.0%	1	20.0倍	1	100.0%	—	—	(第二次) 平成24年10月15日, 10月22,23日													
	一 般 事 務 (身 障 者)	1	11	11.0倍	11	100.0%	7	1.6倍	7	100.0%	4	2.8倍	2	50.0%	—	—														
	警 察 事 務	2	47	23.5倍	36	76.6%	6	6.0倍	6	100.0%	2	18.0倍	2	100.0%	—	—														
	計	4	80	20.0倍	67	83.8%	18	3.7倍	17	94.4%	7	9.6倍	5	71.4%	—	—														
職 員 総 計																94	1,003	10.7倍	783	78.1%	232	3.4倍	223	96.1%	101	7.8倍	45	44.6%	—	—
警 官	男 性 警 察 官 A (第 1 回)	36	387	10.8倍	244	63.0%	120	2.0倍	100	83.3%	39	6.3倍	—	—	—	—	(第一次) 平成24年7月8日 (第二次) 平成24年8月6日, 8月20,21,22日													
	男 性 警 察 官 A (武 道 (剣 道))	1	1	1.0倍	0	0.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														
	男 性 警 察 官 A (武 道 (柔 道))	1	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	1	100.0%	1	1.0倍	—	—	—	—														
	女 性 警 察 官 A (第 1 回)	6	117	19.5倍	62	53.0%	20	3.1倍	19	95.0%	6	10.3倍	—	—	—	—	(第一次) 平成24年9月16日 (第二次) 平成24年10月19日, 11月5,7,8日													
	男 性 警 察 官 A (第 2 回)	12	214	17.8倍	110	51.4%	65	1.7倍	58	89.2%	20	5.5倍	—	—	—	—														
	女 性 警 察 官 A (第 2 回)	2	58	29.0倍	25	43.1%	10	2.5倍	9	90.0%	4	6.3倍	—	—	—	—														
	男 性 警 察 官 B	24	247	10.3倍	172	69.6%	92	1.9倍	86	93.5%	28	6.1倍	—	—	—	—														
	女 性 警 察 官 B	4	56	14.0倍	33	58.9%	13	2.5倍	12	92.3%	4	8.3倍	—	—	—	—														
計	86	1,081	12.6倍	647	59.9%	321	2.0倍	285	88.8%	102	6.3倍	—	—	—	—															

注 「警察官A」「警察官B」は富山県を第一志望とした者の数です。

## ② 受験資格（平成 24 年度実施分）

<上級>（1）次のいずれかに該当する者

ア 昭和 52 年 4 月 2 日から平成 3 年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 平成 3 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者

（ア）学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成 25 年 3 月までに卒業見込みの者

（イ）富山県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

（2）次の試験区分については、それぞれの資格・免許を必要とします。

試験区分	資 格 ・ 免 許
心 理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は平成 25 年 3 月までに卒業若しくは修了見込みの者
薬 剤 師	薬剤師免許を有する者又は平成 25 年実施の薬剤師国家試験に合格し、薬剤師免許を取得する見込みの者
管理栄養士	管理栄養士免許を有する者又は平成 25 年実施の管理栄養士国家試験に合格し、管理栄養士免許を取得する見込みの者

<中級・初級>

試験区分		受 験 資 格
中 級	一 般 事 務	平成 3 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者
	臨 床 検 査 技 師	昭和 58 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者で臨床検査技師免許を有する者又は平成 25 年実施の臨床検査技師国家試験に合格し、臨床検査技師免許を取得する見込みの者
	学 校 栄 養 職 員	昭和 59 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者で栄養士免許を有する者又は平成 25 年 4 月までに栄養士免許を取得する見込みの者
	司 書	昭和 59 年 4 月 2 日から平成 5 年 4 月 1 日までに生まれた者で司書の資格を有する者又は平成 25 年 3 月までに司書の資格を取得する見込みの者
初 級	一 般 事 務	平成 5 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者
	一 般 事 務 (身体障害者対象)	昭和 52 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者で、次の全ての要件を満たす者 ア 身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者（1～6 級） イ 自力により通勤ができ、かつ、介護者なしに一般事務職としての職務の遂行が可能なる者 ウ 活字印刷文による出題に対応できる者 エ 富山県内に住所を有する者（就学等のために一時的に県外に居住している者を含む。）
	警 察 事 務	平成 3 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者

<警察官>

試験区分	受 験 資 格
男 性 警 察 官 A 男性警察官 A（武道）	昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 25 年 3 月までに卒業見込みの者
女 性 警 察 官 A	昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 25 年 3 月までに卒業見込みの者
男 性 警 察 官 B	昭和 57 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた男性 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 25 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。
女 性 警 察 官 B	昭和 57 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた女性 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 25 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。

③ 平成 24 年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	最終合格発表日
上 級	24. 5. 11	24. 5. 16 ～ 24. 6. 1 ※24. 5. 16 ～ 24. 5. 29	24. 6. 24	24. 7. 3	24. 8. 10
中 級	24. 5. 11	24. 8. 3 ～ 24. 8. 24 ※24. 8. 3 ～ 24. 8. 21	24. 9. 23	24. 10. 4	24. 10. 30
初 級	24. 5. 11	24. 8. 3 ～ 24. 8. 24 ※24. 8. 3 ～ 24. 8. 21	24. 9. 23	24. 10. 4	24. 10. 30
初 級 (身体障害者対象)	24. 5. 11	24. 8. 3 ～ 24. 8. 24 ※24. 8. 3 ～ 24. 8. 21	24. 9. 23	24. 10. 4	24. 10. 30
男性警察官 A (第1回)	24. 5. 11	24. 5. 16 ～ 24. 6. 8 ※24. 5. 16 ～ 24. 6. 5	24. 7. 8	24. 7. 19	24. 8. 30
男性警察官 A (第2回)	24. 5. 11	24. 8. 3 ～ 24. 8. 24 ※24. 8. 3 ～ 24. 8. 21	24. 9. 16	24. 10. 4	24. 11. 16
女性警察官 A (第1回)	24. 5. 11	24. 5. 16 ～ 24. 6. 8 ※24. 5. 16 ～ 24. 6. 5	24. 7. 8	24. 7. 19	24. 8. 30
女性警察官 A (第2回)	24. 5. 11	24. 8. 3 ～ 24. 8. 24 ※24. 8. 3 ～ 24. 8. 21	24. 9. 16	24. 10. 4	24. 11. 16
男性警察官 B	24. 5. 11	24. 8. 3 ～ 24. 8. 24 ※24. 8. 3 ～ 24. 8. 21	24. 9. 16	24. 10. 4	24. 11. 16
女性警察官 B	24. 5. 11	24. 8. 3 ～ 24. 8. 24 ※24. 8. 3 ～ 24. 8. 21	24. 9. 16	24. 10. 4	24. 11. 16

注 ※は、インターネットで申し込む場合の受付期間です。

## (2) 選考の状況

## ① 採用選考の実施結果（平成 24 年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・職層	部局	部局			教育委員会			議会・ 委員会	合計
		知事部局	企業局	警察本部	事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員 事務系	部長	1							1
	次長				3				3
	室長	1							1
	課長	1		1	18				20
	課長補佐	1			4				5
	係長								
	係員								
	小計	4		1	25				30
一般職員 技術系	部長								
	次長	2							2
	室長								
	課長								
	課長補佐								
	係長								
	係員	11		1					12
	小計	13		1					14
警察官	警視			5					5
	警部			1					1
	警部補			6					6
	巡査部長			7					7
	巡査長			3					3
	巡査			3					3
	小計			25					25
計	17		27	25				69	

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果（平成24年度人事委員会実施分）

職員区分	部局 昇任後 の職層等		知事 部局	企業局	警察 本部	教育委員会			議会・ 委員会	合計
						事務局	県立 学校	市町村 立学校		
一 般 職 員	事 務	部長	3						1	4
		次長	10						1	11
		室長	9	2	1	1			1	14
		課長	27		2		1			30
		課長補佐	37	2	7	5	6	8	4	69
		係長	29		3		4			36
		(小計)	115	4	13	6	11	8	7	164
	技 術	部長	4							4
		次長	4							4
		室長	11							11
		課長	39	1						40
		課長補佐	70	1	1		2	1		75
		係長	65		1		1			67
(小計)	193	2	2		3	1		201		
合計		308	6	15	6	14	9	7	365	
警 察 官	警 視	部長			5					5
		参事官			9					9
		課長			8					8
		(小計)			22					22
	警 部	次席			15					15
		総括実務指導官			4					4
		(小計)			19					19
	警 部 補	技能指導官								
		主任実務指導官			24					24
		係長総括			11					11
(小計)				35					35	
巡査長	実務指導官			26					26	
巡査長				70					70	
合計				172					172	

## 9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、平成24年10月26日、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

### (1) 公民給与の較差に基づく給与改定

#### ① 月例給

・特例条例による減額前  $\Delta 197$ 円 ( $\Delta 0.05\%$ )

・特例条例による減額後  $8,145$ 円 ( $2.19\%$ )

減額措置の内容：(1)給料 部長級 $\Delta 3\%$ 、その他管理職 $\Delta 2\%$ 、(2)地域手当 $\Delta 3\%$   
(行政職 (44.0歳) 減額前平均給与  $376,008$ 円 減額後平均給与 $367,764$ 円)

<月例給の改定>

公民較差が小さいこと(※)、人事院が月例給の改定を見送ったこと、減額措置後の実際の支給額では民間を下回っていることなどを総合的に勘案し、月例給を据え置き(※ 職員の給与は、特例条例の減額措置前のものを基礎として民間給与と比較)

#### ② 期末・勤勉手当

県職員の支給月数は、民間(3.96月)とおおむね均衡しており、据置き 3.95月

#### ③ 昇給・昇格制度の改正

・ 本年の人事院勧告においては、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の改正を行い、平成25年1月1日から実施することとしている。

・ 給与制度については、国家公務員の制度に準拠することを基本としていることから、昇給・昇格制度についても、国家公務員に対してとられる措置に準じて改正することが適当である。

#### ④ 自宅に係る住居手当の廃止

・ 自宅に係る住居手当については、国が平成21年に廃止して以降、他の都道府県においても本年4月時点で半数以上が廃止していることや、存続している団体においても、本年の勧告で廃止することとしている団体が大半である状況を踏まえ、国及び他の都道府県との均衡の観点から、平成25年4月1日から廃止する。

### (2) 勤務実績の給与への反映の推進

・ 目標による管理を取り入れた仕事の進め方の定着や能力・業績に基づいた公正な処遇の実現により、職員の能力開発意欲を高め、職務遂行意欲の醸成を図ることが必要である。

- ・ 今後とも、職員の能力向上と意欲向上、また、効果的・効率的な仕事の進め方に資するよう、これらの評価制度の着実な推進に取り組む必要がある。

### (3) 人材の確保・育成

#### ① 有為で多様な人材の確保

- ・ 行政課題の複雑・高度化や、多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、有為で多様な人材を確保することが不可欠である。
- ・ 採用試験における試験区分の見直しや社会人枠の設定など、時代に対応した職員の採用について検討を行い、引き続き、有為で多様な人材の確保に努めていきたい。
- ・ 平成22年度から身体障害者を対象とした職員採用試験を実施しているが、今後、平成25年度からの障害者の法定雇用率の引上げを踏まえた対応を検討していく必要がある。

#### ② 時代の要請に応じた職員の育成

- ・ 時代の要請に対応しつつ、県民の期待に応える質の高い行政を行うためには、各役職段階において求められる資質・能力をもつ職員の育成を強化していくことが重要である。
- ・ 今後とも、職員の自主性や自発性も活かしつつ、研修内容の充実や支援を図るなど、職員の育成と職場の活性化を図ることが必要である。
- ・ 職員が幅広い業務を経験し、良好なキャリア形成を目指すため、各任命権者間や本庁と出先機関、他県との人事交流や、国・民間企業等への職員派遣を、引き続き推進していくことが求められる。

#### ③ 男女共同参画の推進

- ・ 今年度、新たに「女性職員キャリアサポート研修」を実施し、女性職員が個々の持つ能力や強みを再認識し、それらを活かしたキャリアプランを考えるとともに、リーダーとなるための能力や女性特有の仕事と生活の両立のための能力を磨く機会を設けることとしている。
- ・ 今後とも、男女を問わず、職員が働きやすい環境づくりに努めるとともに、女性職員に様々な職務を経験する機会を確保することなどにより、女性職員の意欲の醸成と能力開発に一層努め、積極的な管理職等への登用を進めることが求められる。

### (4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

#### ① 時間外勤務の縮減等

- ・ 時間外勤務の縮減には、管理監督者が、適切な業務配分や進行管理を行い時間に対する意識改革に主体的に取り組み、業務の見直し・合理化を図ることなどや、



職員一人ひとりも、仕事の進め方を考えながら時間管理に努め、計画的・効率的な事務処理を進めていくことなどが重要であり、引き続き、時間外勤務の縮減や毎月1日以上の子次休暇の取得などに努め、総勤務時間の短縮に向けた粘り強い取組みを進めていく必要がある。

- ・ 学校現場においては、今後とも、教育委員会、学校及び教職員の協力によって、業務の合理化・平準化などに一層取り組んでいくとともに、学校パワーアップ方針が、市町村教育委員会や学校現場の具体的な取組みの手がかりとなるよう、周知に努めることも重要である。

## ② 育児等を行う職員の両立支援の推進

- ・ 「子育て支援推進員」など、職場を挙げた子育てしやすい環境づくりや、子の出生に際し、男性職員が育児休業または連続5日以上の子休を取する「応援！子育てパパ運動」などの取組みを進めているが、引き続き、各種制度の積極的な活用を図り、育児・介護等を行う職員の仕事と家庭の両立支援を推進していく必要がある。

## (5) 健康管理の推進等

- ・ 心身の健康づくりのためには、何よりも予防、早期発見に取り組むことが重要である。そのためには、職員一人ひとりが、自身の心身の状態を把握し、これに対応することや、管理監督者が、職員に対して目配りするとともに、気軽に職員が相談できる環境づくりに努めるなど、適切な対応をとることが重要である。
- ・ 今後とも、職員の健康管理や病気休職者等の復職支援に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメント対策やパワー・ハラスメント対策に取り組むなど、働きやすい職場環境づくりを推進していく必要がある。

## (6) 高齢期の雇用問題

- ・ 本年3月に決定された「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」では、雇用と年金の接続について、定年延長を見送り、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合には任命権者は再任用を行うものとする事とされた。
- ・ 地方公務員については、国において制度が検討されているところであるが、本県においても、国や他県の動向を勘案しながら、再任用における職域の開拓や職務内容、処遇等制度の具体的な内容について早期に検討を進めていく必要がある。

## (7) 公務員制度改革

- ・ 国は、国家公務員の労使関係制度の措置を踏まえ、地方公務員についても新たな労使関係制度を設けることを検討しており、本年5月には、「地方公務員制度改革について(素案)」が示されている。

- ・ 地方公務員制度の見直しは、本県の人事行政の運営に多大な影響を与える事項であり、国の動向を注視していく必要がある。

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 24 年度において、措置要求事案はありません。

11 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 24 年度において、不服申立て事案はありません。